

015-0002
札幌市中央区南4条西6丁目10-21

中央マンション105号

納付承継人
国保 華子 様
(国保 一郎 様分)

10-000156

親展 重要

問い合わせ先: 札幌市中央区役所 保健福祉部保険年金課収納係
所在地: 〒006-0015 札幌市中央区南3条西11丁目330-2
電話: 011-024-0023

札幌市 領収済通知書 (公)

口座番号 02700-6-960033 加入者名 札幌市会計管理者

氏名 国保 華子 様

この通知書で裏面記載の金融機関等にて納付できます。

平成 24 年度 24 年分 国民健康保険料

①領票コード ②区コード ③ 1 2 10 5 9 下記のとおりに領収したので通知します。

④通知書番号 123-1234-1-1 ⑤期別 4 ⑥納区 1 納期限 平成24年 9月 30日

納付金額 1,000,000 円 延滞金額 円 合計金額 1,000,000 円

この納付書は平成22年 6月 1日以降コンビニエンスストア等では使用できません。

領収日付印

123456789012345678901
収納代行会社 ○〇コンビニ収納代行会社

(礼会認XX-XX)

札幌市 領収書控 (公)

口座番号 02700-6-960033 加入者名 札幌市会計管理者

氏名 国保 華子 様

通知書番号 123-1234-1-1

納期限 平成24年 9月 30日

H24年度(H24年分) 第4期

納付金額 1,000,000 円
延滞金額 円
合計金額 1,000,000 円

領収日付印

(主管課名) 札幌市保健福祉部保険年金課

国民健康保険料 督促状

あなたの国民健康保険料は下記のとおり未納となっております。地方自治法第231条の3第1項の規定により督促します。10月28日までに、裏面記載の納付場所にて納付してください。

H24年度(H24年分) 通知書番号 123-1234-1-1
科目コード・名称 納期限
59 国民健康保険料 平成24年 9月 30日

未納金額 1,000,000 円

※この督促状は 10月15日までの納付内容で作成しています。
上記の未納金額以外にも、未納の異議がある場合があります。すでに納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

平成24年(2013) 9月 30日

札幌市 中央区長 区長印

H24年度(H24年分) 通知書番号 123-1234-1-1

納付金額 1,000,000 円
延滞金額 円
合計金額 1,000,000 円

上記の通り領収しました。
(受取人)札幌市会計管理者

ご案内は内側にあります。裏面の①から順にゆっくりはがしてご覧ください。

②裏のハガキが読める状態の時は、よく乾かしてからはがしてください。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として即レスポンス決済を利用したお支払いはできません。

※コンビニエンスストア及びスマートフォン決済では、金額が訂正されている場合及び一枚当たりの合計金額が50万円を超えるもの、決済時にQRコードが読み取れないものは取扱いできません。

※受入内売業者(コンビニエンスストア等)は、札幌市に代わり請求金額を代理受領しています。

○お問い合わせは、各区役所保険年金課収納係まで



この督促状の指定納期限までに納付されないときは、滞納処分(財産の差押など)を受けることがあります。また、理由なく滞納して1年が経過したときには、「保険料」を返還していただき「資格証明書」を交付します。この資格証明書が交付されると、病院にかかるときに、いったん医療費の全額を支払わなければならない場合があります。

《延滞金について》
納期限後に保険料を納付する場合には、納付通知書に記載された計算方法により算出された延滞金が加算されます。
《不服があるとき》
この督促について不服がある場合は、この督促があった日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この督促に対しては、適法な審査請求に対する異議を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議を経ずに札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても異議がないとき
(2) 督促、督促の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他異議を提起することにつき正当な理由があるとき
この督促について、審査請求に対する異議を経た後で取消しの訴えを提起する場合には、当該異議があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告とし

○お問い合わせ先: 各区役所保険年金課収納係 電話番号(直通)

中央区	205-3343	豊平区	822-2510
北区	757-2493	清田区	889-2064
東区	741-2536	南区	582-4775
白石区	861-2496	西区	641-6978
厚別区	895-2597	手稲区	681-2575

67.00mm 35.00mm 102.00mm 102.00mm 306.00mm 153.00mm